

関西GIST患者と家族の会会則

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、会員のGISTに関する知識を高めること、GISTに関する社会的対策を促進すること、併せて会員相互の親睦と理解を図ることを目的とする。

(名称及び組織)

第2条 本会は、関西GIST患者と家族の会と称し、GIST患者と患者の家族および遺族、本会の活動に賛同し協力する個人を持って組織する。

(事務所)

第3条 本会の事務局は奈良市に置く。

(運営)

第4条 本会に役員を設け、運営を行う。

(事業)

第5条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① GISTに関する情報提供
- ② 会員の交流促進に関する事業
- ③ その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第6条 本会の会員は正会員と賛助会員の2種とする。

1 正会員は次の各号に掲げるものとする。

- ① GIST患者
- ② GIST患者の家族および遺族（同居、別居を問わない。）
- ③ 本会の活動に賛同し協力する個人

2 賛助会員は、本会の活動に賛同し協力する法人又は団体とする。

(入会)

正会員に該当し入会を希望するものは、入会申込書に氏名、性別、年齢、患者・家族などの別、会からの連絡方法（住所、電話番号、メールアドレスなど）を記載して提出する。賛助会員については別に役員会での承認を必要とする。

(退会)

退会希望者は、その旨を記載した書面（郵送の場合は捺印が必要）を提出する。また、会長への口頭での申し出も受け付ける。

第3章 役員

(役員・監査)

第7条 本会の円滑な運営を図るため、次の役員を置くものとする。

- 1 役員 会長 1名、副会長 1名、会計 1名、理事 数名
- 2 監査 1名

(役員・監査の選任)

第8条

- 1 会長、副会長、会計、理事は会員の立候補および推薦された者の中から総会において選出する。
- 2 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。また、任期途中で交代する場合後任者の任期は前任者の残余期間とする。
- 3 監査は、会員から選出する。

(役員・監査の任務)

第9条

- 1 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- 2 副会長は、会長に事故あるときはその任務を代行する。
- 3 会計は、本会の会計を掌理する。
- 4 理事は、役員会を構成し会務にあたる。
- 5 監査は、会計監査にあたる。

(顧問及び相談役)

第10条 本会の円滑な推進を図るため、顧問および相談役を置く。

顧問および相談役は、必要に応じて役員会などに出席し、適切な助言を与える。

第4章 会議

(会議)

第11条 本会の会議は、総会と役員会とし、会長がこれを招集する。会議の議長は、会長がこれに当たる。

(総会)

第12条

- 1 総会は、通常総会および臨時総会とする。
- 2 通常総会は、年間1回開催とし、次の事項を審議する。
 - ① 予算および決算
 - ② 事業計画および報告
 - ③ 役員を選任および会則の改正
 - ④ その他、必要と認めた事項
- 3 総会は、会員の過半数の出席（委任状提出者を含む）により成立し、議決については、その過半数の賛成を得て、会長（議長）はこれを裁決する。
- 4 臨時総会は、役員会が必要と認めたときおよび会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面が提出されたときに開催する。

(役員会)

第13条

- 1 役員会は会長、副会長、会計、理事をもって構成する。
- 2 役員会は、会長が必要と認めるとき、および会長をのぞく役員の2分の1以上から要請があったとき、ならびに監査から要請があったときに開催する。
- 3 役員会は過半数の出席により成立することとし、次の事項を協議決定する。
 - ①総会に提出する事項
 - ②事業計画および執行に関する事項
 - ③予算、決算および歳入、歳出に関する事項
 - ④役員の選出および会則に会する事項
 - ⑤その他必要な事項

(議事録)

第14条 総会および役員会の議事は、議事録を作成する。

第5章 会計

(経費)

第15条 本会の運営に必要な経費は、運営協力金、寄付金およびその他の収入によるものとする。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は1月1日に始まり12月31日をもって終わる。

第6章 運営協力金

(運営協力金)

第17条 運営協力金は年1,000円とする。

第7章 補則

(雑則)

第18条 本会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、役員会の議決を経て、会長が別に定める。

(付則)

本会の会則は、平成30年11月23日より実施する。